

若手海外研修特別補助制度に関する内規

- 1 本内規は、国際委員会内規第2条（2）に基づき、海外にて開催される国際学会への協力活動として若手会員の参加を促す目的のため、若手海外研修特別補助制度について定めるものである。
- 2 対象とする学会は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 3 補助金は、本医学会の一般会計から特別国際交流費*として支出する。補助額は国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 4 募集人員は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 5 応募資格は、対象となる学会に筆頭演者としての演題発表を行う正会員で40歳以下かつ会員歴3年以上の者とする。ただし、同年度の本医学会海外研修補助制度との併願はできない。また、この特別補助は原則として1個人1回限りとする。
- 6 応募期間は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 7 所定の履歴書、業績目録、演題要旨、演題採択通知、推薦状を本医学会国際委員会あてに提出する。本医学会代議員又は申請者が所属する部署の長、あるいはそれに準じるもの1名の推薦を必要とする。推薦者は本医学会代議員以外の場合、リハビリテーション科専門医であることを要する。
- 8 候補者は、国際委員会が書類審査を行い選出する。理事会において最終審査のうえ補助対象者が決定される。
- 9 研修終了後1か月以内に、研修報告書を国際委員会に提出する。この報告書は、国際委員会で審査のうえ、本医学会関連出版物に掲載されることがある。
- 10 本内規の特別補助の対象となった者は、補助を受けた年度以降の本医学会海外研修補助制度への応募は制限されない。

*目安；アジア・オセアニア5～20万円程度
ヨーロッパ・アメリカ20～30万円程度

附 則

本内規は、令和元年6月12日より施行する。

令和6年9月28日より施行する。